

会費規定

(目的)

第1条 この規定は、定款第8条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

(会費の種類)

第2条 会費は、入会金、年会費を納入しなければならない。

2 会員は、理事会の議決により臨時会費を徴収することが決定された場合には、臨時会費を納入しなければならない。

(入会金)

第3条 入会金は、一律 10,000 円とする。

(会費)

第4条 年会費は、1口 10,000 円とする。

(会費の納入)

第5条 会費の納入は年1回とし、毎年度6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時会費を納入するものとする。

(会費額の変更)

第6条 会費の額の変更は、総会で定めたものとする。

(使途)

第7条 会費は、毎事業年度の管理運営経費に使用し、残額が生じた場合は、公益目的事業に使用するものとする。

附則 この規定は、認定所轄庁の認定の日（令和5年4月吉日）より施行する。